#### 2023 日弁連再審法改正全国キャラバン

# 東京三弁護士会再審法改正実現シンポジウム ~再審法改正の実現に向けて~

日 時 2023年3月18日(土) 13時00分~16時00分 場 所 弁護士会館2階講堂クレオBC

#### 1. 開会の挨拶

伊井 和彦 (東京弁護士会会長)

#### 2. 日弁連再審法改正実現本部本部長挨拶

小林 元治 (日本弁護士連合会会長)

#### 3. 第1部:基調講演

鴨志田祐美(京都弁護士会、大崎事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部本部長代行)

#### 第2部:パネルディスカッション

#### 【パネリスト】

鴨志田祐美

水野 智幸 (第一東京弁護士会、元裁判官、法政大学法科大学院教授、袴田事件 弁護団、日弁連再審法改正実現本部委員)

神山 啓史(第二東京弁護士会、足利事件弁護団、東電女性社員殺害事件弁護団、 名張事件弁護団)

#### 【コーディネーター】

泉澤 章 (東京弁護士会、足利事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部事務局次長)

#### 4. 閉会の挨拶

菅沼 友子 (第二東京弁護士会会長)

総合司会 北代八重子(第一東京弁護士会副会長)

#### 【配布資料】

再審の現状と問題点~再審法改正の実現に向けて~(鴨志田祐美)・・・・・・・・・・P. 1 袴田事件判決骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 23 会長声明(日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会)P. 26

> 主催 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会 共催 日本弁護士連合会

#### 東京三弁護士会 再審法改正実現シンポジウム



弁護士 鴨志田 祐美

Kollect京都法律事務所 弁護士 鴨志田祐美

#### 経歴

- ・1962年生まれ。神奈川県出身。早稲田大学法学部卒業後、 会社員、主婦(母親)、予備校講師を経て、2002年、 40歳で司法試験合格
- ・2004年鹿児島県弁護士会に登録 2021年4月より京都弁護士会に移籍
- ·現在、大崎事件再審弁護団事務局長、 日本弁護士連合会「再審法改正実現本部」本部長代行

#### 著書

「再審制度の抱える諸問題」(『シリーズ刑事司法を考える 【第5巻】裁判所は何を判断するか』岩波書店、2017年)

『隠された証拠が冤罪を晴らす~再審における証拠開示の法制化 に向けて』(共編著。現代人文社、2018年)

『大崎事件と私:アヤ子と祐美の40年』(LABO、2021年)



#### Contents

#### 1 冤罪はなぜ生まれるか

- ・大崎事件の概要と冤罪原因
- ・再審手続とは
- ・再審請求の手続と審理
- ・再審弁護活動

#### 2 再審法改正の必要性

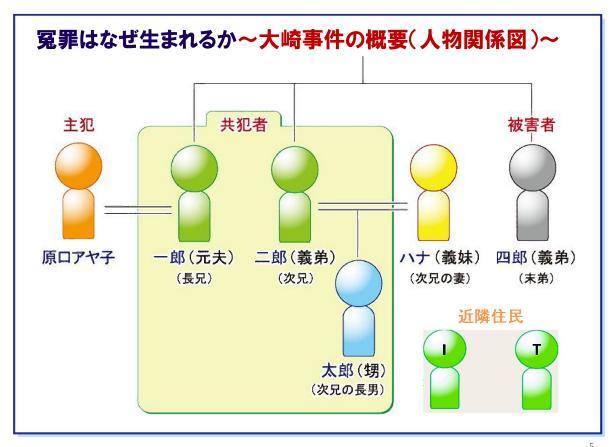
- ・大崎事件から見える再審制度の問題点
- ・「再審法」のなりたち
- ・再審と証拠開示
- ・再審開始決定に対する検察官抗告
- ・再審法改正に向けたさまざまな動き
- ・日本の先を行く諸外国の法制度
- ・いまこそ再審法改正を!



\_

# 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の概要~

- 1979年10月15日、鹿児島県大崎町で原口アヤ子さんの義弟・四郎が 自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見
  - →死体遺棄事件の存在は明白
- 捜査機関は遺体発見直後から「殺人事件」と断定、四郎の長兄の一郎と 二郎を任意で取り調べたところ、両名が殺人・死体遺棄を自白して逮捕 →当初の自白は殺人・死体遺棄とも二人犯行
- 捜査機関は、アヤ子さんが四郎に生命保険をかけていた事実を突き止め 「近親者による保険金目的殺人事件」との見立てで一郎、二郎を追及 一郎、遅れて二郎もアヤ子の関与を認め、さらに死体遺棄については 二郎の息子の太郎の関与も認める(太郎も死体遺棄を自白)
- 一郎、二郎、太郎は公判でも争わず、有罪判決に控訴もせず、ただちに 服役(一郎は懲役8年、二郎は懲役7年、太郎は懲役1年)
- アヤ子さんは一貫して犯行を否認したが、1980年3月31日、懲役10年 の有罪判決。控訴・上告も棄却され、アヤ子さんは満期服役



J

# 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の確定判決~

#### ●背景事情

- ・アヤ子は一族の長男の嫁として、一家を取り仕切っていた
- ・四郎は日頃から酒癖が悪く、酔った先々で迷惑をかけたり酔いつぶれて 道端に寝転んだりする厄介者だったため、アヤ子、一郎、二郎は日頃 から四郎の存在を快く思っていなかった

## ●10月12日のできごと(争いのない部分)

- ・アヤ子の親族の結婚式があり、アヤ子、一郎、二郎、太郎は結婚式に 出席し、午後7時ころ帰宅
- ・四郎は朝から酒びたりだったため、結婚式に列席せず、午後5時半ころ一人で自転車に乗って食料品店に出かけ、焼酎と玉葱を買って帰る途中、自転車ごと側溝に転落。何者かによって引き上げられ、道路に寝かされているところを午後8時ころ道路近くの住民に発見される
- ・四郎の状況を知らされた四郎の近隣住民・IとTが、午後8時半ころ軽トラックで四郎を迎えに行き、荷台に四郎を載せて四郎方まで送り届ける

# 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の確定判決~

- ●10月12日のできごと(争いのある部分)
- ・IとT、上半身ずぶ濡れ、下半身裸の四郎を四郎方の玄関土間に置いて 退出
  - ←「四郎が生きて土間にいた」事実を支える証拠はIとTの供述のみ
- ・IとTが四郎を迎えに行く前にIから連絡を受けたアヤ子は、I方に行って四郎の様子を聞き、礼を言って、午後10時30分ころ、Tとともに帰宅する途中、四郎の様子を見るために四郎方に立ち寄ったところ、土間で泥酔して前後不覚になっている四郎を見て日頃からの恨みが募り、この機会に四郎を殺害しようと決意。二郎、ついで一郎に殺害を持ちかけ、両名がこれを承諾
  - ←アヤ子さんは「四郎は土間にはいなかった」と一貫して供述

冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の確定判決~

## ●犯罪事実

- ・1979年10月12日午後11時ころ、アヤ子は一郎、二郎とともに四郎方に行き、一郎と二郎が土間で前後不覚になっている四郎に殴る蹴るの暴行を加える
- ・アヤ子、一郎、二郎が中6畳間に四郎を運び込み、アヤ子が持っていたタオルを一郎に渡し、アヤ子と二郎が仰向けに寝かせた四郎の上に馬乗りになって手足を押さえつけ、一郎が四郎の首にタオルを巻いてカー杯締め付けて殺害
- ・四郎殺害後、二郎は一旦帰宅し、太郎に死体遺棄の加勢を求め、 翌13日午前4時ころ、アヤ子、一郎、二郎、太郎の4名で四郎方 牛小屋の堆肥に穴を掘って四郎の死体を遺棄

O

## 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の冤罪原因~

- ●捜査機関の思い込みに沿った捜査と証拠収集
  - ・遺体発見直後から警察は「殺人・死体遺棄事件」として捜査開始
    - →被害者の事故死の可能性

(遺体発見3日前に自転車で道路脇の用水路に転落) が捜査から欠落、関連証拠も収集されず



- ・「親族による保険金目的の殺人」という筋書き
  - →保険金目的であれば事故死を装わなければならず、ことさらに死体 を埋めれば殺人を疑われ、保険金目的が達成できない
    - ※検察官は論告でも保険金目的を主張したが、確定判決は否定

0

# 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の冤罪原因~

- ●供述依存⇔客観証拠の軽視
  - ・「共犯者」3名の自白が直接証拠



- · 「共犯者」らはいずれも知的障がいを抱えた「供述弱者」
  - →障がいに配慮のない過酷な取調べによる「自白」
  - →裁判所は「共犯者」が法廷で満足に供述できないのを目の当たり にしながら、すらすら自白したように書かれている検察官調書を 有罪の証拠に
- ・自白を補強する親族の「目撃供述」
  - →著しい変遷、欠落、矛盾

(夫・息子の逮捕後にアヤ子首謀のストーリーに沿う供述開始)

→それでも、「妻が夫・息子の不利になる供述をするはずがない」

「タオルによる絞殺」と認定→凶器のタオルは特定されず

## 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の冤罪原因~

- ●ジャンク・サイエンス(ずさんな「科学的」証拠)
  - ・自白以外の決め手となる証拠
    - =被害者の遺体を解剖した法医学者の鑑定書(城旧鑑定)
      - →被害者の死因を、頸椎前面の出血から 「頸部に加わった外力による窒息死」 と推定

## BUT

- ・解剖に要した時間はわずか1時間10分
- ・城教授は解剖時に被害者の転落事故を知らされていなかった
  - →事故だとすれば頸椎前面の出血は転落時の過伸展が原因 (限度を超えて後ろに反り返ること)
- ・死因は窒息死ではなく事故死の可能性と自らの鑑定を訂正
  - →第1次再審の新証拠に(城新鑑定)

11

# 冤罪はなぜ生まれるか~大崎事件の冤罪原因~

- ●弁護の誤り
  - ・確定審の弁護人は、「共犯者」らによる殺人・死体遺棄は争わず、 「アヤ子だけが白」という弁護方針
    - →アヤ子さんの関与の有無のみが争点

#### BUT

- ・用水路に転落した被害者が近隣住民によって自宅の土間に搬送された ことを知っているのはアヤ子さんだけ
  - →「共犯者は黒、アヤ子だけが白」というストーリーはありえない
  - →明らかな弁護方針の誤り
- ●裁判所の直感的・印象的判断
  - ・3人が自白し、法廷でも争わなかった「共犯者」らの審理が先行 その後、アヤ子さん(否認事件)を同一の裁判体が審理 →同じ日に判決言い渡し

「死体遺棄=殺人」という思い込み

## 再審手続とは

確定した裁判に誤りが見つかった場合に「裁判のやり直し」をする手続

再審請求

 $\Longrightarrow$ 

再審公判



再審無罪

(裁判のやり直しを求める) (やり直しの裁判)

刑訴法435条「再審の請求は、言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる」 ⇒現行法の再審の目的=「無辜(無実の人)の救済」

- ★ 再審開始要件(刑訴法 435 条 6 号)
  - ···「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」

明白性

新規性

#### 白鳥決定(最判昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁)

- ●新証拠の「明白性」判断・・・もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されて いたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような 事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と 他の全証拠と総合的に評価して判断すべき。
- ●その判断にも「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される。

# 再審請求の手続と審理

- ●管轄裁判所「原判決をした裁判所」
  - ・一審(地裁)の有罪判決が確定… 地裁 に申立て
  - ・一審無罪→控訴審の逆転有罪が確定… 高裁 に申立て
  - ※再審請求書に「新証拠」(刑訴法435条6号)と確定判決謄本を添付
- ●「決定」手続
  - ・口頭弁論を開かなくてよい
    - →審理は非公開
    - →「期日」という概念なし…事実上の「進行協議」「打合せ」
  - ・具体的な審理手続に関する条文なし ※ほとんどの裁判官が再審を審理した経験なし
  - ・判決と異なり「言渡し」なし…「決定書」の送達(郵送、交付) →棄却の場合、即時抗告は 3日以内 に理由を記載した申立て必要 (異議申立て…3日、特別抗告…5日)

## 再審弁護活動

●再審請求の準備段階

#### 確定判決の把握

記録の収集…刑事確定訴訟記録法

→確定記録閲覧・謄写、再審保存記録請求

※再審請求前における公判未提出証拠へのアクセス

#### 証拠構造分析

確定審を支えている証拠の強弱、証拠相互の関係

- →新証拠が弾劾する旧証拠のターゲットを定める上で 極めて重要
- →証拠構造の強弱と新証拠の証明力の強弱は比例関係

#### 新証拠の発見・発明

関係者への聞き取り、現地調査、専門家への鑑定依頼等 新証言、新たな知見に基づく鑑定、再現実験など

1.

# 再審弁護活動

●再審請求の審理段階

#### 審理の充実化

申立て時における裁判体への面談要請

進行協議期日の設定要請

期日調書の謄写

※担当裁判官の傾向分析、決定日についての要望

#### 主張立証活動

事実取調べ請求(刑訴法445条)…証人尋問、検証 証拠開示請求(明文規定なし)

→「事実の取調」として裁判所の職権発動を求める 請求人の意見陳述 (刑訴規則286条)

主張内容についてのプレゼンテーション

## 再審弁護活動

●その他もろもろ

#### 弁護団活動

弁護団マネージメント(会議の運営、ML) 記録の管理・保管、共有(クラウド、データベース) 資金調達(日弁連の支援、寄附、クラウドファンディング)

#### 対外活動

請求人本人・家族、支援者との関係構築 マスコミ対策(記者会見、記者レク) 世論形成のための活動(講演、集会、シンポジウム) 再審開始決定の際の抗告断念要請(地検、高検、最高検)

過重な 負担 国選弁護制度なし…基本的に手弁当 長期にわたる活動と再審開始・再審無罪率の低さ

1

# 大崎事件から見える再審制度の問題点

●裁判所ごとの「再審格差」

#### 再審請求段階における証拠開示手続規定の不存在

- →大崎事件では第2次請求審(鹿児島地裁)は全く証拠開示に 向けた訴訟指揮を行わず、その後の第2次即時抗告審(福岡高裁 宮崎支部)と第3次請求審(鹿児島地裁)における証拠開示勧告 の結果、合計約230点もの証拠が開示される
- →同じ事件でありながら、裁判官の「当たりはずれ」で開示が 遅れるという不正義
- ●検察官による「再審妨害」再審開始決定に対して繰り返される検察官抗告(不服申立て)
  - →大崎事件では3度の開始決定すべてに検察官が抗告
  - →最初の開始決定からすでに21年が経過

現在の再審法では冤罪被害者を救えない!

## 「再審法」のなりたち

- ●「再審法」とは
- ·刑事訴訟法「第四編 再審 |
  - →わずか19条の条文(刑訴法は全体で507条)
  - →審理手続きを定めた条文は445条(「事実の取調」)のみ
- ●旧刑訴法から現行刑訴法への改正と再審制度
- ・日本国憲法制定による刑事訴訟法の改正
  - →裁判所主導による職権主義の旧刑訴法(大正刑訴)が、日本国憲法の もとで被告人の権利保障を目的とする当事者主義の現行刑訴法に改正



- ・抜本的な改正が実現したのは捜査と通常一審の条文まで 上訴以降は改正が間に合わず
  - →「第四編 再審」は戦前の職権主義が妥当する旧刑訴法の規定が ほぼそのまま踏襲される(変更点は「不利益再審」の廃止のみ)
  - →審理手続は裁判所の広範な裁量=「さじ加減」に委ねられる

# 司法制度改革から取り残された再審

1949.1.1 現行刑訴法施行

2001

2005

2006

2008

2009

2016

2019

#### 《通常審》

- 🦥 職権主義→当事者主義
- 🤏 被疑者・被告人の権利保障
- 👋 適正手続の保障

司法制度改革推進法成立

公判前整理手続の導入(通常審における証拠開示)

被疑者国選弁護制度の導入

被害者参加制度の導入

裁判員裁判スタート

証拠の一覧表交付制度 被疑者国選弁護対象事件の拡大 取調べ全過程の録音・録画

# 《再審》

── 現行刑訴法「第4編 再審」

…旧刑訴法からほとんど変わらず(不利益再審の廃止のみ)

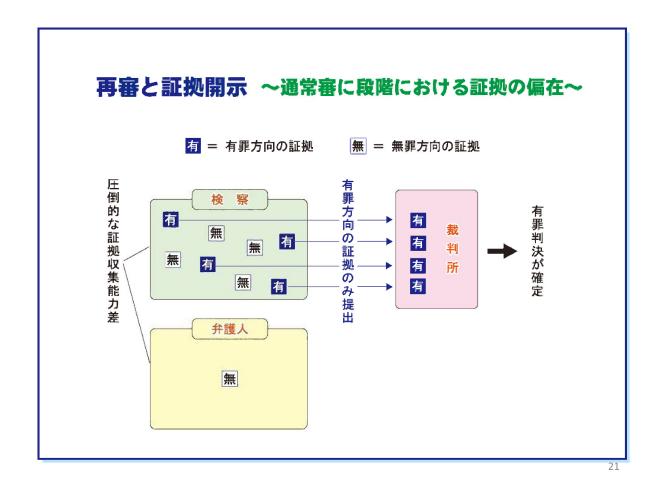
👋 わずか19条の条文

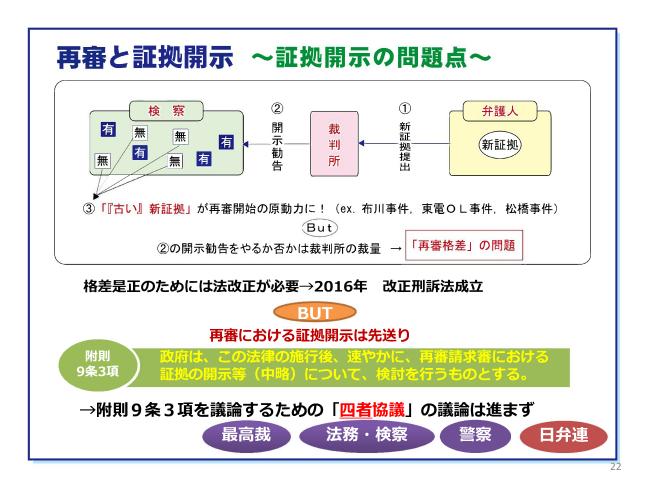
…審理手続に関する規定は 445 条のみ「事実の取調」

70年以上にわたり

一度も改正されず

今日に至る



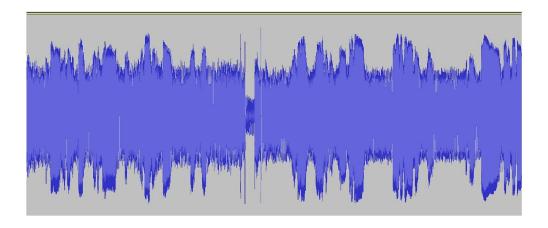


## 再審と証拠開示 ~再審における証拠開示の実情~

● 元被告人の特徴と全く異なる目撃供述

## 布川事件

- つぎはぎだらけの「自白」テープ
- 被害者方に第三者の毛髪が落ちていたことを示す鑑定書



23

# 再審と証拠開示 ~再審における証拠開示の実情~

# 東京電力 女性社員 殺害事件

- 被害者の膣内容物と、現場に落ちていた陰毛(血液型がO型で元被告人と異なる)が、再審請求段階で行われたDNA鑑定で一致
  - → その後、被害者の胸についていた唾液がO型であることを示す鑑定書が開示
- 再審請求前に弁護団が検察庁で証拠物の閲覧

# 松橋事件

元被告人が「凶器の刃物 に巻き付け、後に燃やし て捨てた」と供述してい たシャツの左袖部分が 保管されていた



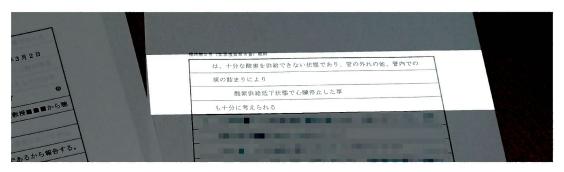


いずれも再審開始の決め手に(後に再審無罪確定)

## 再審と証拠開示 ~裁判官も法改正の必要性に言及~

# 湖東記念 病院事件

● 再審開始後の「再審公判」で、検察庁に送致されていな かった無罪方向の証拠(解剖医が「被害者」は自然死の可 能性があると回答した捜査報告書)が開示



※再審無罪判決時の裁判長のコメント

「本件再審公判の中で、15年の歳月を経て、初めて開示された証拠が多数 ありました。そのうちの一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴され なかったかもしれません」

## 再審開始決定に対する検察官抗告

法的根拠

刑訴法 450 条

-再審請求棄却決定(446 条, 447 条)— - 再審開始決定 (448 条) ---

条文上はいずれに対しても即時抗告できる。

検察官の抗告は「当然」のことなのか?

## 日本国憲法と「二重の危険」

┌ ① 実行の時に適法であった行為┐ 憲法39条 … 何人も 2 既に無罪とされた行為 重ねて刑事上の責任を問われない

□ ③ 同一の犯罪について─

①「遡及処罰(事後法)」禁止, ②と③「二重の危険」禁止

同一の犯罪について2度にわたって 危険 にさらされてはならない

刑事裁判にかけられることにより生命・身体の自由をおびやかされる

## 日本国憲法制定と再審制度への影響

- ①「不利益再審」の廃止
- 現行刑訴法の再審規定 (435 条~ 453 条)・・・戦前の条文 (ドイツ法に倣った職権主義) (But)

憲法39条「二重の危険」禁止 →「不利益再審」の廃止

再審の目的は「無辜(無実の者)の救済」のみ

無罪になる方向の場合にだけ「二重の危険」を許容

- ② 再審請求における検察官の役割
- × 有罪を立証する「当事者」
- ○「無辜の救済」のために裁判所の審理に協力する「公益の代表者」(検察庁法4条)

日本の再審法のルーツであるドイツ(職権主義) →1964年、再審開始決定に対する検察官抗告を立法で禁止

27

## 再審開始決定に対する検察官抗告 ~必要説の言い分~

#### 第198回国会衆議院法務委員会(2019.5.15)

・小山太士刑事局長の答弁

「検察官が再審開始決定に対し抗告をし得ることは、公益の代表者として当然のことであろうかと考えております。これにより、再審請求審における審理決定が適正かつ公正に行われることが担保されるところでございます。検察官の抗告権を排除することにつきましては、違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地から、これを是正する余地をなくしてしまうという問題もございます。また、司法制度全体のあり方とも関連するところでございますので、慎重に検討すべきものと考えております」

**but** 本当にそうか??

#### 再審開始決定に対する検察官抗告は必要か?

~再審制度は2段階の手続~

## ①再審請求

裁判のやり直しをするかどうかを決める段階

①は「前さばき」の場

軽い手続を想定

検察官は、②の段階で **有罪の主張ができる** 

控訴・上告もできる

## ②再審公判

やり直しの裁判をする段階

# ①の段階で抗告を繰り返す必要なし!

※**付審判請求**(職権乱用罪を犯した公務員が不起訴となった場合、裁判所に直接審判を申立てる手続)

**──付審判決定に不満があっても、後の審判で主張すれば良い**という理由

再審開始決定についても、検察官は再審公判で有罪を争えるのだから同じ状況

29

# 再審開始決定に対する検察官抗告の現実

- そもそも再審開始決定自体が非常に認められにくい → 「針の穴にらくだ」
- 開始決定に検察官が抗告 → 審理が長期化 → 開始決定が取り消されれば さらに長期化



2005年4月再審開始決定→2006年12月開始決定取消し (第9次再審の途中で元被告人の奥西勝さんは89歳で死亡)



2014年3月再審開始決定→2018年6月開始決定取消し

→2020年12月破棄差戻し

→2023年3月13日「2度目の」再審開始決定 (元被告人の袴田巖さんは87歳、請求人のひで子さんは90歳)

大崎事件 ・・

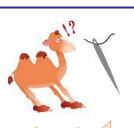
・・・2002年3月再審開始決定→2004年12月開始決定取消し

…2017年6月再審開始決定→「2度目の」再審開始決定

··2018年3月検察官の即時抗告棄却→「3度目の」 再審開始決定 →2019年6月開始決定取消し、請求棄却

(元被告人の原口アヤ子さんは95歳)

日本の再審制度と法は憲法の要請に応えているか?



事件から

事件から 57年



## 再審法改正に向けたさまざまな動き

#### 市民団体

- ・2019.3.2 「冤罪犠牲者の会」結成
- ・2019.5.20「再審法改正をめざす市民の会」結成

## 地方議会

- ・地方議会から国会に対し、再審法改正を求める意見書を 採択する動きが拡大中
- ・2023.2現在、岩手県議会と123の市町村議会が 意見書を採択

31

# 日弁連の動き

2019.10 第62回人権擁護大会シンポジウム

「えん罪被害救済へ向けて~今こそ再審法の改正を」 第62回人権擁護大会

「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の 速やかな改正を求める決議」採択

- 2020.3 「再審法改正に関する特別部会」設置
- 2022.6.16 「再審法改正実現本部」設置
  - →日弁連会長が実現本部長となり、日弁連を挙げて 法改正の実現に取り組むことに!!

2023.2.17 「再審法改正に関する刑事訴訟法等改正意見書」 →日弁連として「平成3年案」以来32年ぶりとなる 改正法案を取りまとめる

## 日弁連「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」の要点

- ●白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大
  - ・「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠」
    - →「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」
  - ・死刑事件の量刑を見直す再審を認める
  - ・「重大な憲法違反」を理由とする再審を認める
- ●裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備
  - ・確定判決や以前の再審に関与した裁判官が同じ事件の再審に関わる ことを禁止
  - ・再審請求人の手続への関与を認め、重要な手続は公開の法廷で行う
- ●再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備
  - ・再審請求手続期日の指定、期日調書の作成を義務付け、再審請求人に 事実取調べへの立会を認める
  - ・再審手続きへの国選弁護制度の導入

33

# 日弁連「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」の要点

- ●再審における証拠開示制度の整備
  - ・証拠の一覧表の提出命令、証拠の存否の報告命令を含む証拠開示 の手続規定を整備
  - ・記録及び証拠の保管および保存に関する規定の整備
- ●検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
  - ・再審制度の目的…冤罪被害者の救済 + 手続の構造…職権主義
    - →検察官は「当事者」ではなく、裁判所の職権行使にあたり 「公益の代表者」として協力すべき立場
    - →これを踏まえた検察官の役割を確認する規定を設ける
  - ・再審開始決定に対する検察官抗告の禁止
- ●刑の執行停止に関する規定の整備
  - ・再審請求段階から裁判所による刑の執行停止を認める
  - ・死刑事件について、再審請求による刑の執行停止を義務化
  - ・再審開始決定による刑の執行停止の義務化 (死刑事件の場合は拘置の執行停止も義務づける)

# 再審法改正に向けた具体的活動(再審法改正実現本部の取組み)

- ●立法府への働きかけ
  - ・国会議員への要請(ローラー作戦)
  - ・党内PT立ち上げ、党内勉強会の開催要請
  - ・院内集会の開催
  - ・超党派による議員連盟の設立をめざす
- ●各弁護士会・ブロック弁連・各弁護士による法改正運動の促進
  - ・「再審法改正キャラバン」(会内研修、市民集会、映画上映会、 シンポジウムなど)の企画・開催
  - ・弁護士会総会、ブロック弁連大会での再審法改正決議の採択
  - ・地元選出議員への働きかけ
  - ・地元の地方議会に「国会に対し、再審改正を求める意見書 採択」を請願

35

## 再審法改正に向けた具体的活動(再審法改正実現本部の取組み)

- ●さまざまな団体・機関との連携と協働
  - ・市民団体、業界団体、労働組合への働きかけや啓蒙
  - ・研究者との意見交換、立法化の議論の際のバックアップ要請
  - ・マスコミへの発信
- ●世論を盛り上げる広報ツールの作成
  - ・「再審法改正ポータルサイト」の構築
  - ・再審法改正に関する一般向の動画制作・ネット配信
  - ・チラシ、リーフレット、パンフレットなどの制作



# 今すぐ再審法改正が必要です!

現在の刑事訴訟法には、再審規定はわすか19か条しかありません。 そのため、「再審格差」や手続の長期化などを招き、A人無確害者の早期検済の妨げとなっています。 しかし、この再審規定は、現行法が施行されてから70年以上にわたって一度も改正されていません。 私たちは、一日も早い法被正を求めます。



## えん罪被害者を速やかに救済できるよう 今こそ再審法の改正を!



27

# 日本の先を行く諸外国の再審法制 ~欧米の制度~

## ドイツ

- ・一件記録は通常審段階からすべて閲覧できる
- ・再審請求にも国選弁護制度が適用される
- ・再審請求段階では通常審以上の証拠(証跡記録)を 閲覧できる
- ・再審開始決定に対する検察官の抗告は明文で禁止(1964)

#### イギリス

- ・1995年、政府から独立した公共機関「刑事事件再審審査 委員会(Criminal Cases Review Commission = CCRC)」が設置される
- ・再審請求を受けたCCRCは、独自の強大な調査権を持ち、 裁判所、警察、検察等の公的機関のみならず、民間や 個人からも、関連する資料や情報を強制的に収集できる
- ※類似の機関がカナダ、ノルウェー、ニュージーランドなどに存在

## 日本の先を行く諸外国の再審法制 ~ 欧米の制度~

#### アメリカ

- ・DNA型鑑定を用いて無実を晴らす民間の活動(イノセンス 運動」→「イノセンス革命」→誤判原因究明 →刑事司法改革へ
- ・連邦及びすべての州でえん罪を訴える受刑者に対し, 有罪判決後にDNA型鑑定を求める権利を保障
- ・誤判えん罪究明のための公的制度 …ノースカロライナ州の「えん罪調査委員会」
- ・検察庁の中に有罪判決が誤っていないかを検証する部門 (Conviction Integrity Unit〔CIU〕)を新設する例が増加 →刑事弁護に携わる弁護士から責任者が選ばれる例もある
- →刑事弁護に携わる弁護士から責任者が選ばれる例もある 検察庁の中の第三者機関として,事件の再調査や 検察庁内の運用の改革を提案

39

# 日本の先を行く諸外国の再審法制 ~日本を追い越す台湾・韓国~

#### 台湾

- ・2015年刑訴法改正
  - …再審を開始すべき新証拠・新事実について、新旧証拠の 総合判断によるべきことが明文化
- ・2019年刑訴法改正
  - ・・・再審請求人の証拠情報獲得権、意見陳述権、証拠調請求権、審理の原則公開を保障
- ・2016年、判決確定後の受刑者がDNA型鑑定を請求する 手続を明文化する法律の制定

## 日本の先を行く諸外国の再審法制 ~日本を追い越す台湾・韓国~

#### 韓国

- ・第三者機関(「検察過去事委員会」)の調査
  - →「薬村五叉路事件」再審開始決定に対する検察官抗告を 「機械的・形式的抗告」と批判
- ・「国家人権委員会」の勧告
  - …法務部長官に対し、検察官抗告を是正する刑訴法改正と 検察官抗告の慎重な運用を勧告
    - →検察庁内で抗告を慎重に行うマニュアルを作成
  - …大法院長に対し、抗告審の迅速な進行と積極的な刑の 執行停止を提言

41

# 日本の先を行く諸外国の再審法制 ~日弁連リーフレット~

全画面表示を終了するには Esc キーを押してくださ

# 諸外国における 再審法制の改革状況

― 世界はえん罪とどう向き合ってきたか ―



JFBA- 日本弁護士連合会

# 今こそ再審法改正を!!

#### ~即時抗告審の判断が注目される著名再審事件~





大崎事件

いずれも一度は再審開始決定が出ている事件(大崎は3度) →検察官の抗告により審理が長期化

いずれも元被告人本人が高齢or故人 再審請求人(元被告人の家族)も高齢化

いずれも証拠開示が再審開始の原動力に



2023年は再審法改正を実現する千載一遇のタイミング!!

13

# ご静聴ありがとうございました

#### 決 定 骨 子

【決定日】 令和5年3月13日

【裁判所】 東京高等裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 大善文男、裁判官 青沼潔、裁判官 仁藤佳海

【事件名】 再審開始決定に対する即時抗告申立事件

【有罪の言渡を受けた者】 袴田 巖(以下「A」という。)

昭和11年3月10日生

【再審請求人(有罪の言渡を受けた者の保佐人) 】 袴田ひで子、

【抗告申立人】 検察官

。【決定主文】

本件即時抗告を棄却する。

#### 【理由】

1 原決定は、5点の衣類等のDNA型鑑定に関する証拠(とりわけH1鑑定)及び5点の衣類の色に関する証拠(とりわけ、各みそ漬け実験報告書等)を「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に該当すると認めたものであるところ、原審において提出されたみそ漬け実験報告書等について、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であると認めた原決定の判断には誤りはなく、本件再審を開始するとした原決定も、その結論において是認できる。

その理由の骨子は以下のとおりである。

2 弁護人が原審及び当審において提出した各みそ漬け実験報告書及び検察官が前 抗告審において提出したN実験の結果等による長期間みそに漬けられた衣類に付 着した血痕の色調の変化については、当審で取り調べた各専門家が作成した各鑑 定書及び各専門家の証人尋問の結果により明らかになった各専門的知見によって 裏付けられたということができ、1年以上みそ漬けされた衣類の血痕の赤みが消 失することは、専門的知見によって化学的機序として合理的に推測することがで きる。 そうすると、原審で提出されたみそ漬け実験報告書等は、N実験に加えて、みそ漬けされた血痕の色調の変化に影響を及ぼす要因について当審で取り調べた前記各専門的知見等によって裏付けられることによって、1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕には赤みが残らないことを認定できる新証拠といえるのであり、その他の各証拠と総合すれば、本件犯行から1年以上が経過した昭和42年8月31日に1号タンクから発見された5点の衣類に付着した血痕の色調に赤みが残っていたことは、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていたとの確定判決が認定した事実に合理的な疑いを生じさせることになる。このことは、5点の衣類の証拠の重要性、Aが5点の衣類を1号タンクに入れることが事実上不可能であることになること等から、5点の衣類が犯行着衣であって、Aの着衣であり、ひいてはAが本件犯行の犯人であるという確定判決の認定に対し、重大な影響を及ぼすことは明らかである。

さらに、以上を前提に、5点の衣類に関連するかどうかを問わず、確定判決において、Aの犯人性を認定する根拠とされた主要な証拠について検討すると、それらは、それだけではAの犯人性を推認させる力がもともと限定的又は弱いものでしかなく、みそ漬け実験報告書等の新証拠によりその証拠価値が失われるものもある。そして、これらを総合しても、5点の衣類が1年以上みそ漬けされていたことに合理的な疑いが生じており、5点の衣類については、事件から相当期間経過した後に、A以外の第三者が1号タンク内に隠匿してみそ漬けにした可能性が否定できず(この第三者には捜査機関も含まれ、事実上捜査機関の者による可能性が極めて高いと思われる。)、Aの犯人性の認定に重大な影響を及ぼす以上、到底Aを本件の犯人と認定することはできず、それ以外の旧証拠でAの犯人性を認定できるものは見当たらない。

以上のとおり、当審で取り調べた各専門的知見から、1年以上みそ漬けされた 5点の衣類の血痕の赤みが消失することが化学的機序として合理的に推測できる ことから、原審で提出された各みそ漬け実験報告書にその後の審理におけるみそ 漬け関係の証拠を併せると、確定審で取り調べられた旧証拠と総合評価することによっても、5点の衣類が犯行着衣であり、Aの着衣であることに合理的な疑いが生じ、その結果、Aを本件の犯人とした確定判決の認定に合理的疑いが生じることは明らかであり、よって、以上の新証拠については、確定審において提出されていれば、Aが本件について有罪であるとの判断に達していなかったものと認められる。

したがって、DNA型鑑定に関するH1鑑定について再審開始を認めるべき証拠に該当するかどうかを改めて判断するまでもなく、みそ漬け実験報告書等について、刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であると認めた原決定の判断に誤りはない。

3 なお、原審は、本件再審開始決定に際して、Aに対する死刑及び拘置の執行を 停止する旨の決定をしたが、同決定についても、Aが無罪になる可能性、本件再 審開始決定に至る経緯、Aの年齢や心身の状況等に照らして、相当として支持で きる。

以上

# 「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、検察官特別抗告の 断念を求める会長声明

- 1 本日、東京高等裁判所(大善文男裁判長)は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、静岡地方裁判所 の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をした。袴田氏の再審を当初より支援してき た当連合会はその内容及び迅速な審理とともに本決定を高く評価する。
- 2 袴田事件は、1966年(昭和41年)6月30日未明、旧清水市(現静岡市清水区)の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。同年8月に逮捕された袴田氏は、当初から無実を訴えていたが、過酷な取調べを受けた結果、パジャマを着て行ったと本件犯行を自白させられ起訴された。ところが、事件から1年2か月後の一審公判中に、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンクの中から発見され、検察官は、犯行着衣はパジャマではなく犯行途中で着替えてタンクに隠した「5点の衣類」であると冒頭陳述を変更、裁判所もそのとおりに認定して、死刑判決を下した。

第一次再審請求は、申立てから27年経過したが最高裁判所で特別抗告が棄却されて終了した。この間、 袴田氏は心身を病み面会にも応じなくなった。

3 姉の袴田ひで子氏が、第二次再審請求を申し立て、5点の衣類に関する味噌漬け実験報告書などを新証拠 として提出、5点の衣類が袴田氏のものではなく犯行着衣でもないことを明らかにした。

さらに5点の衣類からは袴田氏のDNA型は検出されなかった。また、裁判所の勧告もあり、多数の検察 官手持ち証拠が開示された。その中には袴田氏の無実を示す重要な証拠が多数含まれていた。

そして、静岡地裁(村山浩昭裁判長)は、2014年(平成26年)3月27日、袴田氏の拘置停止決定 を伴う画期的な再審開始決定をした。

- 4 ところが、検察官の即時抗告に対して東京高裁(大島隆明裁判長)が、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。特別抗告を受けた最高裁は、2020年(令和2年)12月22日、「メイラード反応その他のみそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で、その結果を踏まえて、5点の衣類に付着した血痕の色調が、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていたとの事実に合理的な疑いを差し挟むか否かについて判断させるため、本件を原審である東京高等裁判所に差し戻す」と決定した。本日の東京高裁決定はこの差戻審による決定である。
- 5 本決定は、有罪の決定的証拠とされていた5点の衣類について、旭川医科大学法医学教室の清水・奥田鑑

定書などを新証拠と認め、5点の衣類の血痕に赤みが残っていることから1年以上みそ漬けされたものではなく、事件から相当期間経過した後に袴田氏以外の第三者が1号タンク内に隠匿してみそ漬けにした可能性が否定できず、袴田氏を犯人と認定することはできないとし、それ以外の旧証拠で袴田氏の犯人性を認定できるものは見当たらないから確定判決の認定には合理的疑いが生じているとした。これらの判断手法は、白鳥・財田川決定によって確立された総合評価の枠組みに忠実に沿うものである。

6 袴田氏は、現在87歳の高齢であり、47年もの長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており、袴田氏の救済に一刻の猶予も許されない。

当連合会は死刑制度の廃止を訴えているところであるが、本決定が確定し無罪となれば5件目の死刑再審無罪 事件となり、現在も死刑えん罪が存在することが明らかとなる。死刑の恐怖が袴田氏の心身に与えた影響は計 り知れない。

当連合会は、検察官に対して、本決定について最高裁に特別抗告を行うことなく、速やかに再審公判に臨むよう強く求める。

また、当連合会は、これからも袴田氏が無罪となるための支援を続けるとともに、再審請求事件における証拠 開示の法制化、検察官の抗告禁止をはじめとする再審法改正を含めえん罪を防止するための制度改革の実現を 目指して全力を尽くす決意である。

> 2023年(令和5年)3月13日 日本弁護士連合会 会長 小林 元治

#### 「袴田事件」第2次再審請求の差戻後の即時抗告審決定に対する会長声明

2023(令和5)年3月13日東京弁護士会 会長 伊井 和彦

東京高等裁判所第2刑事部(大善文男裁判長)は、本日、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求の差戻後の即時抗告審について、原決定(静岡地裁2014年3月27日決定)に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を認める決定をした(以下「本決定」という)。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市(現静岡市清水区)で、放火され全焼した住宅内でみそ製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された強盗殺人、現住建造物放火事件である。当時同会社の従業員であった袴田巌氏が犯人として逮捕、起訴され、袴田巌氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後にみそ製造工場のみそタンク内から多量の血液が付着した状況で捜査機関が発見したとされるいわゆる「5点の衣類」等の証拠に基づき、第一審(静岡地裁)は有罪・死刑の判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、1980年12月に同判決が確定した。

本件の第2次再審請求(請求人は袴田巌氏の姉ひで子氏)に対し、再審請求審の静岡地裁(村山浩昭裁判長)は、2014年3月27日、再審開始を決定するとともに、袴田巌氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した(原決定)。弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け実験報告書等の新証拠を踏まえ、確定有罪判決の根拠となった「5点の衣類」は袴田巌氏が着用していたものでも犯行時の犯人の着衣でもなく、捜査機関により証拠がねつ造された疑いがあると判断したものである。

これに対して検察官が即時抗告を行い、即時抗告審の東京高裁(大島隆明裁判長)は、2018年6月11日、弁護団が提出したDNA鑑定やみそ漬け再現実験報告書等の新証拠の証拠価値を否定し、原決定を取り消して再審請求を棄却した。

弁護団の特別抗告により、特別抗告審の最高裁第三小法廷(林道晴裁判長)は、2020年12月22日、「5点の衣類」に付着した血液の色に関するみそ漬け実験報告書や専門家意見書の証拠価値を否定した即時抗告審決定について、審理を尽くさずにこれらの証拠価値について誤った評価をしたものとして取り消し、東京高裁へ差戻す決定をした(林景一裁判官及び宇賀克也裁判官の差戻しをすることなく再審開始を自判すべきとする反対意見が付されている)。

差戻後の即時抗告審(東京高裁)では、主に「5点の衣類」に付着した血液の色に関する事実取調べが行われたが、弁護団の主張立証を理論的にも実証的にも裏付けるものであった。本決定は、科学的知見に基づいた判断によって、弁護団の主張

立証の信用性、捜査機関による証拠のねつ造の可能性を認め、白鳥・財田川決定に 則して新旧全証拠を総合評価した上で、再審開始を認めた原決定に対する検察官の 即時抗告を棄却したものである。

当会は、本決定を心から喜び、長期にわたってえん罪と闘い抜かれてこられた袴田巌氏、同氏を支えてこられた袴田ひで子氏並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、あらためて深く敬意を表する。

袴田巌氏は現在87歳という高齢であり、47年もの長期間を獄中で過ごし、今なお拘禁症状に苦しんでいる。当会は、検察官に対して、本決定を真摯に受け止め、特別抗告をすることなく速やかに再審公判に移行させるように強く訴えるものである。また、裁判所に対しては、直ちに再審公判を開き、必要最小限の審理を行って無罪を宣告するように要望する。

日弁連は1981年から本件を支援しており、当会もこれを支持するものであり、 当会は日弁連とともに、再審請求事件における全面証拠開示、再審開始決定に対す る検察官不服申立の禁止をはじめとした、えん罪被害者を速やかに救済するための 再審法改正の実現を目指して、全力を尽くす決意である。

#### 「袴田事件」決定に対する会長声明

本日、東京高等裁判所第2刑事部は、袴田事件に関する第2次再審請求事件につき、静岡地方裁判所の再審開始決定を是認し、検察官の即時抗告を棄却する決定をした。当会は、検察官に対し、本日の決定に対する特別抗告を断念し、速やかに再審公判に移行するよう求める。

袴田事件は、1966年(昭和41年)6月30日、静岡県清水市(現在は静岡市清水区)所在のみそ製造会社専務方で一家4名が殺害、放火された強盗殺人等事件である。袴田巌氏が同事件の犯人であるとして逮捕、起訴され、1980年(昭和55年)に死刑判決が確定した。しかし、袴田巌氏は、当初から一貫して無罪を訴え、現在、袴田巌氏の姉である袴田ひで子氏が請求した第2次再審請求が係属中である。

第2次再審請求においては、2014年(平成26年)3月、静岡地方裁判所は、再審を開始し、併せて死刑及び拘置の執行を停止する決定を行い、袴田巖氏は釈放された。しかし、検察官が即時抗告を行い、2018年(平成30年)6月、東京高等裁判所は上記決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をした。これに対して請求人が特別抗告を行い、2020年(令和2年)12月、最高裁判所は、上記決定を取り消し、本件を東京高等裁判所に差し戻すとの決定を行い、これを受けて東京高等裁判所第2刑事部で審理が行われていたものである。

確定判決においては、事件発生後約1年2か月後になって、みそタンク内から発見された「5点の衣類」が、犯行着衣であり、かつ袴田巌氏の着衣であるということが中心的な証拠とされた。しかしながら、「5点の衣類」の血痕に赤みが残っていたことから、上記最高裁判所の差戻し決定は、みそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査して、

「5点の衣類」に付着した血液の色調が、1年以上味噌漬けされたとの事実に 合理的疑いを差し挟むか判断させるものであった。

本日の決定は、上記差戻し決定を受けて実施された事実取調べを踏まえて、「5点の衣類」が1年以上の期間、みそ漬けされた場合には、ヘモグロビンの酸化やメイラード反応により、血痕に赤みが残るとは考えられず、「5点の衣類」が犯行着衣であり、袴田巖氏が本件の犯人であることに合理的疑いが生じたとして、静岡地方裁判所の再審開始決定を是認する決定をした。

袴田巖氏は87歳と高齢であり、さらに長期間にわたる死刑囚としての拘束

による拘禁反応の症状が見られる現状にある。第2次再審請求における請求人である姉である袴田ひで子氏も90歳であり、救済に一刻の猶予も許されない。

よって、当会は、検察官に対し、本日の決定に対する特別抗告を断念し、速やかに再審公判に移行するよう求めるものである。

また、本件は、次のとおり、現在の再審法制の不備を浮き彫りにさせた。

すなわち、本件第2次再審請求審において、600点を超える証拠が新たに 開示されたことが、再審開始の判断に結び付いたものであるが、現行法上、再 審請求審における証拠開示については明文の規定がなく、裁判所の姿勢いかん で証拠開示が左右される、いわゆる「再審格差」がある実情にある。

さらに、本件では、2014年(平成26年)3月の再審開始決定から、既に9年が経過しているが、なお再審請求を認めるか否かの手続が続いているが、これは再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることによるものである。

以上のことから、当会は、えん罪からの速やかな救済を図るため、再審請求 手続における証拠開示の法制化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て 禁止を含む再審法の改正を目指すため、全力を尽くす決意である。

2023年(令和5年)3月13日

第一東京弁護士会 会 長 松 村 眞理子

「袴田事件」第2次再審請求差戻後即時抗告審決定に関する会長声明

2023年(令和5年)3月13日 第二東京弁護士会会長 菅沼 友子 22(声)第12号

本日、東京高等裁判所は、「袴田事件」の再審請求事件について、静岡地方裁判所による再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却しました。当会は、検察官に対し、最高裁判所に対し特別抗告せず、直ちに再審公判の審理に移行させることを強く求めます。

「袴田事件」は、1966年(昭和41年)6月30日、味噌製造販売会社専務宅で一家4名が殺害され、放火されたという住居侵入、強盗殺人、放火事件です。犯人として起訴されたのは袴田巌氏でした。第1審判決は、巌氏による犯行と認定し、巌氏に死刑を言い渡しました。巌氏は控訴、上告しましたが、いずれも棄却され、第1審の死刑判決が確定しました。

この確定した判決は、①1967年(昭和42年)8月31日に味噌製造工場の タンク底部から発見された「5点の衣類」に被害者らの血液型と合致する血痕が付 着していたこと、②この衣類が巌氏が犯行時に着用していたものと認定できること から、巌氏を犯人と認定しました。なお、1966年(昭和41年)7月20日以 降にタンク底部に衣類を隠すことは殆ど不可能であったこと等から、「5点の衣類」 は約1年間味噌漬けされた状態にあったことになりますが、当時の実況見分調書や 鑑定書では、血痕の色について少なくとも赤みが残っていたとされています。

2008年(平成20年)に静岡地方裁判所に申し立てられた第2次再審請求においては、「味噌漬け実験」の結果、1年以上味噌漬けされた血痕に赤みが残るとは考え難いことを示す証拠が提出されました。これを受けて、静岡地方裁判所は、再審を開始するとともに、巌氏の死刑及び拘置の執行を停止する決定をし、巌氏は釈放されましたが、検察官の即時抗告を受け、東京高等裁判所は、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却しました。これに対して請求人である袴田ひで子氏が特別抗告したところ、最高裁判所は、東京高等裁判所の棄却決定を取り消し、東京高等裁判所に差し戻しました。その理由は、味噌漬けされた血液の色調に影響を及ぼす要因、特に味噌によって生ずる血液のメイラード反応に関する専門的知見について審理を尽くすことなく、同反応の影響が小さいものと評価した誤りがあって、審理不尽の違法があるというものでした。

東京高等裁判所は、本日、最高裁判所の差戻し決定を受けて実施された事実取調べの結果を踏まえ、巌氏が犯人であることに合理的な疑いが生じたとして、静岡地 方裁判所による再審開始決定を是認しました。

検察官は、本日の東京高等裁判所の決定に対して特別抗告をする可能性があります。しかし、巌氏は、現在87歳と高齢であり、しかも長期間にわたり死刑囚として身体を拘束されたことによる拘禁反応の症状が見られるなど、心身に不調をきたしています。また、請求人のひで子氏も90歳となっています。更に再審請求の審理が長引くと、再審請求をできる者が本人及び親族等に限定されている現行法iiのもとでは、再審による救済の機会が永遠に失われかねません。

よって、当会は、検察官に対し、本日の決定を尊重して特別抗告を断念するとともに、直ちに再審公判に移行させるよう求めます。

ところで、第2次再審請求の請求審において、約600点もの証拠が新たに開示され、それが再審開始の判断に強い影響を与えています。本件で大幅な証拠開示が実現したのは裁判所の積極的な訴訟指揮によるものですが、刑事訴訟法に再審における証拠開示に関する明文の規定がなく、裁判所の姿勢いかんによって再審請求手続における証拠開示が左右される「再審格差」はなお変わりません。

また、本件では、2014年(平成26年)3月に静岡地方裁判所において再審開始決定がなされたにもかかわらず、それから9年近くが経過した今もなお再審公判が始まっておらず、再審請求手続が続いています。そのため、巌氏は今も死刑囚の地位に留め置かれたままになっています。その原因は、現行法上、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが禁止されていないことにありますiii。

このように、「袴田事件」は、現行の再審法の不備を浮き彫りにしています。よって、当会は、政府及び国会に対し、えん罪被害者の速やかな救済のために、

- 1 再審請求手続における証拠開示の法制化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止 を含む刑事訴訟法の再審に関する規定を直ちに改正するよう求めます。

\_

i 最高裁判所第三小法廷・令和 2 年 1 2 月 2 2 日決定 (https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/920/089920\_hanrei.pdf)

ii 刑事訴訟法第439条

iii 刑事訴訟法第450条